

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 条 例	ページ
○ 北九州市個人情報保護条例の一部を改正する条例【総務企画局総務部文書館】	8
○ 北九州市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例【総務企画局人事部人事課】	10
○ 北九州市事務分掌条例の一部を改正する条例【総務企画局人事部人事課】	11
○ 北九州市特別会計条例の一部を改正する条例【財政局財務部財政課】	12
○ 北九州市手数料条例の一部を改正する条例【財政局財務部財政課】	13
○ 北九州市市税条例等の一部を改正する条例【財政局税務部税制課】	15
○ 北九州市スポーツ施設条例及び北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【市民文化スポーツ局スポーツ部スポーツ振興課】	27
○ 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【保健福祉局総務部総務課】	29
○ 北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【保健福祉局保健医療部生活衛生課】	30
○ 北九州市立病院等の使用料等に関する条例の一部を改正する条例【病院局看護専門学校教務課】	31
○ 北九州市立看護専門学校奨学金貸与条例の一部を改正する条例【病院局看護専門学校教務課】	32
○ 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【教育委員会事務局総務部学事課】	33
○ 北九州市社会教育委員条例の一部を改正する条例【教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課】	35
○ 北九州市子ども読書活動推進条例【市議会事務局議事課】	36
◇ 規 則	
○ 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則【建設局公園緑地部公園管理課】	42
○ 北九州市事務分掌規則の一部を改正する規則【総務企画局人事部人事課】	43

- 北九州市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則【建築都市局指導部建築指導課】 4 5

◇ 告 示

- 居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者の指定【保健福祉局地域支援部介護保険課】 4 7

◇ 公 告

- 物品調達契約に係る一般競争入札の公告【契約室契約課】 4 8
- 第一種市街地再開発事業の事業計画の変更の認可【建築都市局整備部再開発課】 4 9
- 小倉駅南口東地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更の認可の縦覧【建築都市局整備部再開発課】 5 0

◇ 病 院 局

- 北九州市立病院等の使用料等に関する条例施行規程の一部を改正する規程【病院局看護専門学校教務課】 5 1

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市個人情報保護条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、関係規定を改めることにしました。

主な改正内容は、次のとおりです。

- 1 保有特定個人情報の利用の制限、開示請求権等について、国と同様の措置を講ずることにしました。
- 2 情報提供等記録に記載された保有特定個人情報の利用の制限、利用停止請求権等について、国と同様の措置を講ずることにしました。

この条例は、1については平成27年10月5日から、2については規則で定める日から施行することにしました。

◇北九州市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

北九州市立八幡病院院長の定年を年齢68年に改めることにしました。

この条例は、平成27年7月3日から施行することにしました。

◇北九州市事務分掌条例の一部を改正する条例

子ども家庭局において所管する男女共同参画社会の形成に関する事項を総務企画局に移管することにしました。

この条例は、平成27年7月13日から施行することにしました。

◇北九州市特別会計条例の一部を改正する条例

- 1 埋立地造成特別会計を設置することにしました。
- 2 埋立地造成特別会計を廃止することにしました。

この条例は、1については平成27年7月3日から、2については平成28年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市手数料条例の一部を改正する条例

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、通知カードの再発行の手数料を新設することにした。
- 2 マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴い、マンションの容積率の特例の許可に係る審査の手数料を新設することにした。
この条例は、1については平成27年10月5日から、2については同年7月3日から施行することにした。

◇北九州市市税条例等の一部を改正する条例

地方税法等の一部改正に伴い、北九州市市税条例等の一部を次のとおり改正することにした。

主な改正内容は、次のとおりです。

- 1 個人市民税
市町村等に対する寄附金に係る寄附金税額控除における特例控除額の上限を個人市民税の所得割額の1割から2割に引き上げることにした。
- 2 固定資産税
新築のサービス付き高齢者向け貸家住宅に係る税額の減額措置等について、適用すべき特例率を定めることにした。
- 3 軽自動車税
平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた一定の環境性能を有する軽四輪車等に係る平成28年度分の軽自動車税の税率の特例を定めることにした。
- 4 市たばこ税
旧3級品の紙巻たばこに係る特例税率を廃止することにした。
この条例は、1から3までについては平成27年7月3日から、4については平成28年4月1日から施行することにした。

◇北九州市スポーツ施設条例及び北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

総合体育館第1競技場、門司体育館体育室等9施設について、その半面を専用利用する場合の使用料の額は、規定使用料の額の5割に相当する額とすることにした。

この条例は、平成27年7月3日から施行することにした。

◇北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

勤労青少年ホームについて、指定管理者の指定のの特例の特例を廃止することにしました。

この条例は、平成27年7月3日から施行することにしました。

◇北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市立藍島火葬場を廃止することにしました。

この条例は、平成27年7月3日から施行することにしました。

◇北九州市立病院等の使用料等に関する条例の一部を改正する条例

北九州市立看護専門学校の授業料及び入学金を改めることにしました。

1 授業料の額は、年額36万円にすることにしました。

2 入学金の額は、市内居住者の場合は15万円に、市外居住者の場合は23万円にすることにしました。

この条例は、1については平成28年4月1日から施行し、平成28年度に入学する者から適用することにしました。2については、平成27年7月3日から施行することにしました。

◇北九州市立看護専門学校奨学金貸与条例の一部を改正する条例

管理者が別に定める経済的な理由で修学が困難な者の奨学金の貸与金額は、1人につき月額7,000円を1万5,000円に加算した額とすることにしました。

この条例は、平成28年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園の使用料を子ども・子育て支援法第27条第3項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額とすることにしました。

この条例は、平成28年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市社会教育委員条例の一部を改正する条例

社会教育委員の定数を、15人に改めることにしました。

この条例は、平成27年8月29日から施行することにしました。

◇北九州市子ども読書活動推進条例

子どもの読書活動の推進を図るため、北九州市子ども読書活動推進条例を定めることにしました。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 基本理念として、子どもの読書活動の推進は、楽しく自主的に読書活動を行うことができる環境が積極的に整備されることにより、行われなければならないことを定めることにしました。
- 2 市は、基本理念にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する必要な施策を実施する責務を有することを定めることにしました。
- 3 子どもの読書活動を推進するための市民の役割、子ども図書館の設置、家庭、地域及び学校の取組、学校図書館の整備等について定めることにしました。
- 4 子どもの読書活動の推進に関する基本的事項について調査及び審議を行うため、北九州市子ども読書活動推進会議を設置することにしました。

この条例は、1から3までについては平成27年7月3日から、4については規則で定める日から施行することとしました。

◇北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

木屋瀬プールの休業日を変更することにしました。

この規則は、平成27年7月1日から施行することにしました。

◇北九州市事務分掌規則の一部を改正する規則

子ども家庭局子ども家庭部男女共同参画推進課を総務企画局女性の輝く社会推進室に移管することにしました。

この規則は、平成27年7月13日から施行することにしました。

◇北九州市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則

マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正に伴い、マンションの除却の必要性に係る認定申請書及び建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例に係る許可申請書の添付書類を定めることにしました。

この規則は、平成27年7月3日から施行することにしました。

北九州市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月3日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第26号

北九州市個人情報保護条例の一部を改正する条例

第1条 北九州市個人情報保護条例（平成16年北九州市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5項を第7項とし、第4項の次に次の2項を加える。

5 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コード（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）を変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるもの（当該番号に対応し、当該番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。

6 この条例において「保有特定個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。

第12条第1項中「保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（保有特定個人情報の利用の制限）

第12条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

第13条中「前条第2項各号」を「第12条第2項各号」に改める。

第16条第2項中「法定代理人」の次に「（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は当該請求について本人の

委任を受けた代理人（任意後見人を除く。）。第18条第1号、第30条第2項及び第38条第2項において同じ。）」を加える。

第17条第2項中「法定代理人」の次に「（保有特定個人情報にあっては、本人の法定代理人又は当該請求について本人の委任を受けた代理人（任意後見人を除く。）。第31条第2項及び第39条第2項において同じ。）」を加える。

第28条第1項中「係る保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。）」を加える。

第38条第1項第1号中「又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき」を「、第12条第1項及び第2項若しくは第12条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき」に改め、同項第2号中「第2項」の次に「又は番号法第19条」を加える。

第2条 北九州市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 この条例において「情報提供等記録」とは、番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録をいう。

第12条の2第2項中「のために保有特定個人情報」の次に「（情報提供等記録に記録されたものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第25条第1項及び第36条第1項中「保有個人情報」の次に「（情報提供等記録に記録された保有特定個人情報を除く。）」を加える。

第37条の見出し中「提供先」を「提供先等」に改め、同条中「提供先」の次に「（情報提供等記録に記録された保有特定個人情報にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）」を加える。

第38条第1項各号列記以外の部分中「とする保有個人情報」の次に「（情報提供等記録に記録された保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）」を加える。

付 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、規則で定める日から施行する。

北九州市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する

。

平成 27 年 7 月 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 27 号

北九州市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

北九州市職員の定年等に関する条例（昭和 58 年北九州市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「北九州市立医療センター院長」の次に「及び北九州市立八幡病院院長」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 7 月 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 28 号

北九州市事務分掌条例の一部を改正する条例

北九州市事務分掌条例（昭和 40 年北九州市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条総務企画局の項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える

。

（6） 男女共同参画社会の形成に関する事項

第 1 条子ども家庭局の項第 2 号を削る。

付 則

この条例は、平成 27 年 7 月 13 日から施行する。

北九州市特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 7 月 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 29 号

北九州市特別会計条例の一部を改正する条例

第 1 条 北九州市特別会計条例（昭和 39 年北九州市条例第 80 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条に次の 1 号を加える。

（ 23 ） 埋立地造成特別会計 埋立地造成事業

第 2 条 北九州市特別会計条例の一部を次のように改正する。

第 1 条第 23 号を削る。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 2 条の規定による改正前の北九州市特別会計条例第 1 条第 23 号に規定する埋立地造成特別会計の平成 27 年度予算に係る収入及び支出については、なお従前の例による。

北九州市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月3日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第30号

北九州市手数料条例の一部を改正する条例

北九州市手数料条例（平成12年北九州市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第7号の3中「第30条の18第1項」を「第30条の17第1項」に、「第30条の19第1項」を「第30条の18第1項」に、

「

1枚につき 500円

」を「

1枚につき5 00円

」に

改め、同表第14号を次のように改める。

(14)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第11条第1項の規定に基づく通知カードの再交付		1枚につき 500円	
------	---	--	---------------	--

別表第93号及び第94号を次のように改める。

(93)	マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項の規定に基づくマンションの容積率に関する特例の許可の申請に対する審査		1件につき1 60,000 円	
(94)	建築基準法第60条の2第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建ぺい率、建築面積、高さ又		1件につき1 60,000 円	

	は壁面の位置に関する制限の適用 除外に係る許可の申請に対する審 査			
--	---	--	--	--

付 則

この条例中別表第7号の3、第93号及び第94号の改正規定は公布の日から、同表第14号の改正規定は平成27年10月5日から施行する。

北九州市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月3日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第31号

北九州市市税条例等の一部を改正する条例
(北九州市市税条例の一部改正)

第1条 北九州市市税条例(昭和38年北九州市条例第85号)の一部を次のように改正する。

第11条第4項中「法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設」を「恒久的施設(法第292条第1項第14号に規定する恒久的施設をいう。)」に改める。

第17条第2項中「退職所得の金額」を「退職所得金額」に、「山林所得の金額」を「山林所得金額」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

第22条の3第2項各号列記以外の部分中「100分の10」を「100分の20」に改め、同項第2号中「課税山林所得金額(以下この項)」を「課税山林所得金額(次号)」に、「同条第2項」を「同項」に、「課税退職所得金額(以下この項)」を「課税退職所得金額(同号)」に改める。

第27条の3第4項中「第203条の5第4項」を「第203条の5第5項」に改める。

付則第5条の2の2第1項中「第145条第1項」を「第144条の8」に改める。

付則第7条の3の2第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改める。

付則第7条の5の次に次の1条を加える。

(個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例による控除額)

第7条の6 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に第22条の3第1項第1号に掲げる寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について法附則第7条第12項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(同条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)においては、申告特例控除額を当該納税義務者の第22条の3第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

2 前項の申告特例控除額は、第22条の3第2項に規定する特例控除額に、次の表の左欄に掲げる第20条第2項に規定する課税総所得金額から第

22条の2第1号アに掲げる金額を控除した金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た金額とする。

195万円以下の金額	85分の5
195万円を超え330万円以下の金額	80分の10
330万円を超え695万円以下の金額	70分の20
695万円を超え900万円以下の金額	67分の23
900万円を超える金額	57分の33

3 第1項の規定の適用を受ける所得割の納税義務者に対する第26条第3項の規定の適用については、同項中「寄附金税額控除額の控除」とあるのは、「寄附金税額控除額の控除（付則第7条の6第1項の規定の適用を受ける場合における当該控除を除く。）」とする。

付則第8条を次のように改める。

第8条 平成28年度から平成50年度までの各年度分の個人の市民税についての前条の規定の適用については、同条第2項の表中「85分の5」とあるのは「84.895分の5.105」と、「80分の10」とあるのは「79.79分の10.21」と、「70分の20」とあるのは「69.58分の20.42」と、「67分の23」とあるのは「66.517分の23.483」と、「57分の33」とあるのは「56.307分の33.693」とする。

付則第9条の2中第7項を第10項とし、第6項を第9項とし、第5項を第8項とし、第4項の次に次の3項を加える。

5 法附則第15条第18項本文に規定する条例で定める割合は5分の3とし、同項ただし書に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

6 法附則第15条第30項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第31項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

付則第9条の2に次の1項を加える。

11 法附則第15条の8第4項の規定により読み替えられた法附則第15条の6第2項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

付則第17条及び第17条の2を次のように改める。

第17条及び第17条の2 削除

付則第23条の3の次に次の1条を加える。

（未成年者口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例）

第23条の3の2 市民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置

法第37条の14の2第5項第2号に規定する未成年者口座管理契約（次項において「未成年者口座管理契約」という。）に基づき同条第1項各号に規定する未成年者口座内上場株式等（以下この条において「未成年者口座内上場株式等」という。）の譲渡をした場合には、令附則第18条の6の3第4項で定めるところにより、当該未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該未成年者口座内上場株式等以外の上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

- 2 租税特別措置法第37条の14の2第4項各号に掲げる事由により、未成年者口座（同条第5項第1号に規定する未成年者口座をいう。以下この項において同じ。）からの未成年者口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があった場合には、当該払出しがあった未成年者口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の6の3第2項で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により未成年者口座管理契約に基づく譲渡があったものと、同法第37条の14の2第4項第1号に掲げる移管若しくは返還又は同項第3号イに掲げる廃止による未成年者口座内上場株式等の払出しがあった未成年者口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該移管若しくは返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管若しくは返還又は廃止による払出しがあった未成年者口座内上場株式等の数に相当する数の当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の同法第37条の10第2項に規定する株式等を取得したものと、同法第37条の14の2第4項第2号に掲げる相続若しくは遺贈又は同項第3号ロに掲げる贈与により払出しがあった未成年者口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該相続若しくは遺贈又は贈与の時に、その払出し時の金額をもって当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の同法第37条の10第2項に規定する株式等を取得したものとそれぞれみなして、前項及び付則第23条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

付則に次の1条を加える。

（軽自動車税の税率の特例）

- 第28条 法附則第30条第1項各号に規定する三輪以上の軽自動車に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車は平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1

項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第66条第2号ア	3, 900円	1, 000円
	6, 900円	1, 800円
	10, 800円	2, 700円
	3, 800円	1, 000円
	5, 000円	1, 300円

2 法附則第30条第2項各号に規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第66条第2号ア	3, 900円	2, 000円
	6, 900円	3, 500円
	10, 800円	5, 400円
	3, 800円	1, 900円
	5, 000円	2, 500円

3 法附則第30条第3項各号に規定する三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第66条第2号ア	3, 900円	3, 000円
	6, 900円	5, 200円
	10, 800円	8, 100円
	3, 800円	2, 900円
	5, 000円	3, 800円

（北九州市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 北九州市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年北九州市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中北九州市市税条例付則に1条を加える改正規定を次のように改め

る。

付則第 28 条第 3 項中「附則第 30 条第 3 項各号」を「附則第 30 条第 5 項各号」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「附則第 30 条第 2 項各号」を「附則第 30 条第 4 項各号」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項中「附則第 30 条第 1 項各号」を「附則第 30 条第 3 項各号」に、「初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第 3 項において「初回車両番号指定」という。）」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

法附則第 30 条第 1 項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第 66 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 66 条第 2 号ア	3, 900 円	4, 600 円
	6, 900 円	8, 200 円
	10, 800 円	12, 900 円
	3, 800 円	4, 500 円
	5, 000 円	6, 000 円

付則第 1 条第 5 号中「付則に 1 条を加える」を「付則第 28 条の」に改める。

付則第 6 条の表中「新条例付則第 28 条」を「新条例付則第 28 条第 1 項」に改める。

付 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中北九州市市税条例（以下この条において「市税条例」という。）第 17 条第 2 項及び第 27 条の 3 第 4 項の改正規定並びに次条第 1 項の規定 平成 28 年 1 月 1 日

(2) 第 1 条中市税条例第 11 条第 4 項、付則第 5 条の 2 の 2 第 1 項並びに付則第 17 条及び第 17 条の 2 の改正規定並びに付則第 4 条の規定 平成 28 年 4 月 1 日

(3) 第1条中市税条例付則第23条の3の次に1条を加える改正規定
平成29年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の北九州市市税条例（以下「新条例」という。）第17条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第22条の3第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例付則第7条の6及び第8条の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例付則第9条の2第5項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）附則第15条第18項に規定する家屋及び償却資産に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

2 新条例付則第9条の2第6項の規定は、平成27年4月1日以後に締結される法附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋（協定避難用部分に限る。）に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例付則第9条の2第7項の規定は、平成27年4月1日以後に締結される法附則第15条第31項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例付則第9条の2第11項の規定は、平成27年4月1日以後に新築される法附則第15条の8第4項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであったこの条例による改正前の北九州市市税条例付則第17条の2に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、法第465条第1項に規定する売渡し又は同

条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第77条の2の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

- (1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円
- (2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円
- (3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第77条の5第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第77条の5第1項	施行規則第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）による改正前の施行規則（以下この条において「平成27年改正前の施行規則」という。）第48号の5様式
第77条の5第2項	施行規則第34号の2の2様式	平成27年改正前の施行規則第48号の6様式
第77条の5第3項	施行規則第34号の2の6様式	平成27年改正前の施行規則第48号の9様式
第77条の5第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正前の施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式

4 平成28年4月1日前に法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第75条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品

を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第20条第4項に規定する申告書を平成28年5月2日までに、市長に提出しなければならない。
- 6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、当該申告書に記載した市たばこ税額に相当する金額を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、新条例第9条、第77条の5第4項及び第5項、第77条の8並びに第77条の9の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第77条の5第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正法附則第20条第4項の規定
第77条の5第5項	第1項又は第2項	北九州市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年北九州市条例第31号。第77条の8第1項及び第77条の9第2項において「平成27年改正条例」という。）付則第4条第6項
第77条の8第1項	第77条の5第1項又	平成27年改正条例付則

	は第2項	第4条第5項
	当該各項	同項
第77条の9第2項	第77条の5第1項又は第2項	平成27年改正条例付則第4条第6項

8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、第4項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第77条の6の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第77条の5第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

9 平成29年4月1日前に法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第9項
-----	----	-----

	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成29年10月2日
第7項の表以外の部分	第4項の規定	第9項の規定
	前3項	同項、第5項及び前項
第7項の表第77条の5第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
第7項の表第77条の5第5項の項	付則第4条第6項	付則第4条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第77条の8第1項の項	付則第4条第5項	付則第4条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第77条の9第2項の項	付則第4条第6項	付則第4条第10項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第9項

- 1 1 平成30年4月1日前に法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。
- 1 2 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第11項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
第7項の表以外の部分	第4項の規定	第11項の規定
	前3項	同項、第5項及び前項
第7項の表第77条の5第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
第7項の表第77条の5第5項の項	付則第4条第6項	付則第4条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第77条の8第1項の項	付則第4条第5項	付則第4条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第77条の9第2項の項	付則第4条第6項	付則第4条第12項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第11項

1.3 平成31年4月1日前に法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

1.4 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるも

のとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
第7項の表以外の部分	第4項の規定	第13項の規定
	前3項	同項、第5項及び前項
第7項の表第77条の5第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
第7項の表第77条の5第5項の項	付則第4条第6項	付則第4条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第77条の8第1項の項	付則第4条第5項	付則第4条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第77条の9第2項の項	付則第4条第6項	付則第4条第14項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第13項

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 新条例付則第9条の2第5項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される法附則第15条第18項に規定する家屋に対して課すべき平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

北九州市スポーツ施設条例及び北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月3日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第32号

北九州市スポーツ施設条例及び北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(北九州市スポーツ施設条例の一部改正)

第1条 北九州市スポーツ施設条例(平成20年北九州市条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表第2の体育館の総合体育館使用料の競技場の専用の項並びに体育館の総合体育館使用料のトレーニング室の項及び会議室の項備考の欄中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 第1競技場の使用面積が2分の1の場合の使用料の額は、規定使用料の額の5割に相当する額とする。

別表第2の体育館の体育館使用料の専用の項備考の欄中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 門司体育館体育室、小倉北体育館、小倉南体育館及び曾根体育館の使用面積が2分の1の場合の使用料の額は、規定使用料の額の5割に相当する額とする。

別表第2の体育館の若松体育館使用料の専用の区分の項、体育館の項及び多目的ホールの項備考の欄中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 体育館の使用面積が2分の1の場合の使用料の額は、規定使用料の額の5割に相当する額とする。

別表第2のスポーツセンターの折尾スポーツセンター使用料の専用の区分の項、体育館の項及び多目的ホールの項備考の欄中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 体育館の使用面積が2分の1の場合の使用料の額は、規定使用料の額の5割に相当する額とする。

(北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例(昭和47年北九州市条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1の3 有料施設の使用料の表の体育館の項備考の欄中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 八幡東体育館及び的場池体育館体育室の専用の使用面積が2分の1の場合の使用料の額は、規定使用料の額の5割に相当する額とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の北九州市スポーツ施設条例別表第2の規定及び第2条の規定による改正後の北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例別表第1の3 有料施設の使用料の表の規定にかかわらず、この条例の施行の日の前日までに第1条の規定による改正前の北九州市スポーツ施設条例第2条の規定により使用の許可がなされた体育館及びスポーツセンターの使用料並びに第2条の規定による改正前の北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例第7条の規定により使用の許可がなされた体育館の使用料については、なお従前の例による。

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 7 月 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 33 号

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和 47 年北九州市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 第 2 項中「、勤労青少年ホーム」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月3日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第34号

北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1の火葬場の項中

「	西部	八幡西区本城五丁目6番1号	を
」	藍島火葬場	小倉北区大字藍島554番地	

「	西部	八幡西区本城五丁目6番1号	に
」			

改める。

別表第2の火葬場の火葬場使用料の項中

東部・西部斎場	市内居住者	円 15,000	円 7,500	円 3,700	—	円 —	を
	市外居住者	55,000	44,000	22,000	40センチメートル立方につき 22,000円	22,000	
藍島火葬場	市内居住者	—	—	—	—	—	を
	市外居住者	3,000	2,400	1,200	40センチメートル立方につき 1,200円	1,200	

市内居住者	円 15,000	円 7,500	円 3,700	—	円 —	に
市外居住者	55,000	44,000	22,000	40センチメートル立方につき 22,000円	22,000	

改め、同表の火葬場の項備考の欄第1項中「東部斎場及び西部斎場」を「火葬場」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市立病院等の使用料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 7 月 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 35 号

北九州市立病院等の使用料等に関する条例の一部を改正する条例

北九州市立病院等の使用料等に関する条例（昭和 39 年北九州市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の授業料の項中

「年額 280,000 円」を

「年額 360,000 円」に

改め、同表中

入学金	130,000 円	管理者の指定する日	を
入学試験手数料	20,000 円	入学願書提出のとき	

入学金	市内居住者	150,000 円	管理者の指定する日	に
	市外居住者	230,000 円	管理者の指定する日	
入学試験手数料		20,000 円	入学願書提出のとき	
注 市内居住者及び市外居住者の区分は、管理者が別に定める。				

改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 3 の改正規定（授業料の項の改正規定を除く。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 平成 27 年 3 月 31 日に在学する者で同年 4 月 1 日以後引き続き在学するものに係る授業料については、改正後の別表第 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

北九州市立看護専門学校奨学金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 7 月 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 36 号

北九州市立看護専門学校奨学金貸与条例の一部を改正する条例

北九州市立看護専門学校奨学金貸与条例（昭和 43 年北九州市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 管理者が別に定める経済的な理由で修学が困難な者に対する奨学金の貸与金額は、前項の規定にかかわらず、1 人につき月額 7,000 円を同項に規定する貸与金額に加算した額とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 4 条の規定は、平成 28 年度に入学する者から適用し、平成 27 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月3日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第37号

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第3の1 学校教育関係の表の幼稚園の項中

入園料	円 5,550	入園の際徴収する。	を
保育料	月額 7,700	毎月25日までに納入すること。	

使用料	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額	1 毎月25日までに納入すること。 2 月の中途において入園し、又は退園する場合のその月分の使用料は、入園又は退園の際徴収する。 3 前2項に定めるもののほか、使用料の徴収に関し必要な事項は、教育委員会が定める。	に
-----	---	--	---

改め、同表中

	実習費	実費相当額	毎月25日までに納入すること。	を
使用料は、この表において特に定めるものを除くほか、前納とする。ただし、月の中途において入学若しくは入園又は退学若しくは退園する場合は、その月分の全額を入学若しくは入園又は退学若しくは退園の際徴収する。				

		実習費	実費相当額	毎月25日までに納入すること。	に
--	--	-----	-------	-----------------	---

改め、同表に注書として次のように加える。

注 月の中途において入学し、又は退学する場合は、その月分の授業料の全額を入学又は退学の際徴収する。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

北九州市社会教育委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 7 月 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 38 号

北九州市社会教育委員条例の一部を改正する条例

北九州市社会教育委員条例（昭和 38 年北九州市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「30 人」を「15 人」に改める。

付 則

この条例は、平成 27 年 8 月 29 日から施行する。

北九州市子ども読書活動推進条例をここに公布する。

平成27年7月3日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第39号

北九州市子ども読書活動推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 子ども読書活動推進計画（第6条—第8条）

第3章 子ども図書館（第9条・第10条）

第4章 家庭、地域及び学校の取組等（第11条—第14条）

第5章 学校図書館及び図書館の整備（第15条・第16条）

第6章 北九州市子ども読書活動推進会議（第17条）

第7章 雑則（第18条・第19条）

付則

子ども時代の読書活動は、子どもが充実した人生を送るために必要となる考える力、感じる力、想像する力、表現する力等を身に付ける上で極めて重要です。

子ども時代は、非常に短く貴重であることから、そのかけがえのない時期を大切にし、全ての子どもが楽しく自主的に読書に親しむことのできる環境を整備する必要があります。

国においては、平成13年に子どもの読書活動の推進に関する法律が制定されました。その後、同法に基づき、多くの自治体で子ども読書活動推進計画が策定され、子どもの読書活動が進められてきました。

北九州市においても、平成18年に策定された北九州市子ども読書活動推進計画及び平成23年に策定された北九州市子ども読書プランに基づいて子どもの読書活動が推進され、一定の成果をあげてきました。

しかし、この間にも子どもを取り巻く環境は日々変化を続けており、本市においても幼児期からのコミュニケーション能力の低下、いじめ、不登校、学力の低下等解決すべき多くの課題があります。

これらの課題の解決のためには、子どもが自ら考え、表現し、行動しながら様々な課題に向き合い解決していく力を身に付けることが必要です。

そこで、私たち北九州市民は、子どもが楽しく自主的に読書に親しむことのできる環境を整備することにより、子どもの生きる力を育み、「読書好きな子ども日本一」を実現するため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、市の責務を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本市の子どもの生きる力を育み、健やかな成長に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、おおむね18歳以下の者をいう。

2 この条例において「子どもの読書活動」とは、読書及び子どもが主体的に読書に関わりを持つ活動をいう。

3 この条例において「学校」とは、本市が設置する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。

4 この条例において「学校司書」とは、学校図書館法（昭和28年法律第185号）第6条第1項に規定する学校司書をいう。

(基本理念)

第3条 子どもの読書活動の推進は、子どもの読書活動が、子どもにとって言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであるとともに、思いやりの心を育み、基礎学力を育てる上でも重要であることに鑑み、本市の全ての子どもが、あらゆる場所及びあらゆる機会において、楽しく自主的に読書活動を行うことができる環境が積極的に整備されることにより、行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する必要な施策を実施する責務を有する。

(市民の役割)

第5条 市民は、自身が率先して読書に親しむとともに、子どもの読書活動の充実及び習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

第2章 子ども読書活動推進計画

(子ども読書活動推進計画の策定)

第6条 市は、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、市における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえて、子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 子どもの読書活動の推進のための基本方針及び基本目標
- (2) 子どもの読書活動の推進のための施策及び目標値
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子どもの読書活動の推進に関し必要な事項
(意見の聴取等)

第7条 市は、推進計画を策定しようとするとき又は推進計画の重要な変更を行おうとするときは、第17条第1項の北九州市子ども読書活動推進会議（次条において「推進会議」という。）の意見を聴かなければならない。

2 市は、推進計画を策定したとき又は推進計画の変更を行ったときは、速やかに公表しなければならない。

(進捗管理)

第8条 教育委員会は、推進計画に定める施策の実施状況等について、毎年度、推進会議に報告するとともに、その評価を受けるものとする。

第3章 子ども図書館

(子ども図書館の設置)

第9条 市は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施し、並びに市民及び民間の団体による子どもの読書活動の推進に関する取組の拠点となる施設として、子ども図書館を設置するものとする。

2 子ども図書館は、学校における読書教育全般への助言、学校図書館業務に関する相談及び助言並びに学校司書、学校図書館法第5条1項に規定する司書教諭等の資質向上を図る研修の実施その他の学校における子どもの読書活動の充実に関する支援（次条において「学校図書館支援センター事業」という。）を行うものとする。

(事業)

第10条 子ども図書館は、学校図書館支援センター事業のほか、子どもの読書活動の充実を図るため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 推進計画に定められた事業
- (2) 図書、資料及び情報の収集及び提供
- (3) 図書館における子どもへの図書館奉仕の推進及び充実に関する支援
- (4) 家庭、地域等での子どもの読書活動の支援
- (5) 子どもの読書活動に係る啓発
- (6) 子どもの読書活動に係る調査研究
- (7) 子どもの読書活動の推進における関係団体との連携に関する事業
- (8) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認める事業

第4章 家庭、地域及び学校の取組等

(家庭での取組)

第11条 子どもの保護者は、家庭において自らが読書に親しむとともに、子どもが読書への興味及び関心を深めることができる環境を作ることに努めるものとする。

2 市は、前項に規定する家庭での取組を支援するため、子どもの読書活動の普及及び啓発を行うものとする。

(地域での取組)

第12条 市、子どもの読書活動の推進に関わる特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人をいう。）、ボランティア団体等は、地域において互いに協力して、子どもの図書館の積極的な利用を促進するとともに、子どもが読書への興味及び関心を深めることができる環境の整備に努めるものとする。

(学校の取組)

第13条 学校は、子どもの読書活動の推進のため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 子どもの読書活動を推進するための年間指導計画の策定
- (2) 学校図書館の常時開館
- (3) 学校図書館資料を活用する学習活動、読書に親しむ活動等の実施及び充実

2 特別支援学校等は、教育上特別な支援を要する児童及び生徒の読書活動について、障害の種類及びその程度に応じて十分な配慮を行うものとする。

(連携体制の整備)

第14条 市は、前3条に規定する家庭、地域及び学校での取組を総合的かつ効果的に推進するため、子どもの読書活動の推進に関わる機関等が互いに緊密に連携することができるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

第5章 学校図書館及び図書館の整備

(学校図書館の整備)

第15条 教育委員会は、学校図書館の蔵書の充実及び学校司書の配置に努めるとともに、学校司書の能力の向上に努めるものとする。

2 教育委員会は、学校図書館の機能を充実させるため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 図書及び資料の整備
- (2) 蔵書を検索するためのデータベースの整備
- (3) 子どもが楽しく読書に親しむことができる館内環境の整備

- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業
(図書館の整備)

第16条 市は、良質な図書の収集及び提供、子どもの読書活動についての相談に応じる体制の整備、中学・高校生向けの図書の充実等子どもがいつでも読書に親しむことができる機能を図書館に整備するものとする。

2 市は、特別な支援を要する子どもへの図書館奉仕のため、必要な施設の整備等に努めるものとする。

第6章 北九州市子ども読書活動推進会議

第17条 子どもの読書活動の推進に関する基本的事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査及び審議を行うため、教育委員会に北九州市子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

- (1) 子どもの読書活動の推進に関すること。
(2) 推進計画に関すること。
(3) この条例の見直しに関すること。
(4) 前3号に掲げるもののほか、子どもの読書活動に関する事項

3 推進会議は、委員15人以内で組織する。

4 委員は、市民、学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が任命する。

5 推進会議は、子どもの読書活動について、子どもの意見を聴く機会を設けることができる。

6 推進会議は、子どもの読書活動の推進について特別の事項を審議するため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

7 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関して必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第7章 雑則

(条例の見直し)

第18条 市は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、市の施策がこの条例の趣旨に沿って推進されているかどうかを評価し、この条例の必要な見直しについて検討を行うものとする。

2 前項の見直しに当たっては、推進会議の意見を聴くものとする。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、教育委員会が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条第1項、第8条、第17条及び第18条第2項の規定は、規則で定める日から施行する。

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年6月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第31号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1のプールの項中

「

志井ファミ リープール	午前9時30分から 午後6時30分まで	1月から6月まで及び9月 から12月まで
----------------	------------------------	-------------------------

を

」

「

志井ファミ リープール	午前9時30分から 午後6時30分まで	1月から6月まで及び9月 から12月まで	
木屋瀬 プール	25メ ートル プール	午前9時30分から 午後5時まで	(1) 1月から6月まで 及び9月から12月まで (2) 7月1日から同月 20日までの期間のうち 、日曜日、土曜日及び休 日並びに市長が別に定め る日を除いた日
	幼児用 プール	午前9時30分から 午後5時まで	1月から6月まで及び9月 から12月まで

に

」

改める。

付 則

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

北九州市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 7 月 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 32 号

北九州市事務分掌規則の一部を改正する規則

北九州市事務分掌規則（昭和 43 年北九州市規則第 75 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条総務企画局女性の輝く社会推進室の項に次のように加える。

男女共同参画推進課

男女共同参画推進係

第 1 条子ども家庭局子ども家庭部男女共同参画推進課の項を削る。

第 3 条総務企画局女性の輝く社会推進室の項に次のように加える。

男女共同参画推進課

男女共同参画推進係

(1) 課の庶務に関すること。

(2) 男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の企画及び調整に関すること。

(3) 男女共同参画センターに関すること。

(4) 勤労婦人センターに関すること。

(5) アジア女性交流・研究フォーラムに関すること。

第 3 条子ども家庭局子ども家庭部男女共同参画推進課の項を削る。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 27 年 7 月 13 日から施行する。

(北九州市会計規則の一部改正)

2 北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の会計管理者の命を受けてつかさどる当該局部課において取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務の項中

「

女性の 輝く社 会推進 室	女性活躍推進課	女性活躍推進課長
------------------------	---------	----------

を

」

女性の 輝く社 会推進 室	女性活躍推進課	女性活躍推進課長	に、
	男女共同参画推進 課	男女共同参画推進課 長	

	幼稚園・子ども園 課	幼稚園・子ども園課 長	を
	男女共同参画推進 課	男女共同参画推進課 長	

	幼稚園・子ども園 課	幼稚園・子ども園課 長	に
--	---------------	----------------	---

改める。

(北九州市立男女共同参画センター条例施行規則の一部改正)

- 3 北九州市立男女共同参画センター条例施行規則（平成7年北九州市規則第54号）の一部を次のように改正する。

第15条中「子ども家庭局長」を「総務企画局長」に改める。

(北九州市男女共同参画審議会規則の一部改正)

- 4 北九州市男女共同参画審議会規則（平成14年北九州市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第8条中「子ども家庭局」を「総務企画局」に改める。

北九州市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則をここに公布する。

平成27年7月3日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第33号

北九州市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)の施行については、マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令(平成14年政令第367号)、マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則(平成14年国土交通省令第116号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(除却の必要性に係る認定申請書に添付する書類)

第2条 省令第49条第1項第3号に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 耐震診断(建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第2条第1項に規定する耐震診断をいう。以下同じ。)の結果を示す書類

(2) 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録している耐震判定委員会が建築物の耐震診断の結果について評価した書類(以下「耐震診断の評価書」という。)の写し

(3) 付近見取図

(4) 配置図

(5) 各階平面図

(6) 求積図

(7) 耐震診断を行った者が建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成7年建設省令第28号)第5条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類

2 省令第49条第2項の規定により、同条第1項に規定する認定申請書については、同項第2号の構造計算書を添えることを要しない。

(容積率の特例に係る許可申請書に添付する図書又は書面)

第3条 省令第52条第1項に規定する規則で定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。

(1) 省令第50条に規定する除却の必要性に係る認定通知書の写し

(2) 付近見取図

- (3) 配置図
- (4) 各階平面図
- (5) 求積図
- (6) 立面図
- (7) 断面図
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書又は書面
(添付書類等の省略又は追加)

第4条 市長は、特別な理由があると認めるときは、前2条に規定する添付書類等の全部若しくは一部を省略し、又は添付書類等を追加することができる。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に耐震診断を完了しているマンションで耐震診断の評価書の交付を受けていないものについては、第2条第1項第2号の規定は、適用しない。

3 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成25年国土交通省令第87号）の施行の日前に耐震診断を完了しているマンションについては、第2条第1項第7号の規定は、適用しない。

北九州市告示第 274 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 41 条第 1 項及び第 53 条第 1 項の規定に基づき、居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者を指定したので、法第 78 条第 1 号及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）第 131 条の 2 並びに法第 115 条の 10 第 1 号及び施行規則第 140 条の 23 の規定により次のように告示する。

平成 27 年 7 月 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070505138	介護付有料老人ホーム ラフィーネ	北九州市小倉南区上葛原二丁目 21 番 11 号	ファーストライフ株式会社	平成 27 年 7 月 1 日

北九州市公告第503号

一般競争入札により、門司総合特別支援学校厨房機器について物品調達契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成27年7月3日

北九州市長 北橋 健治

1 調達内容	購入品目及び数量	門司総合特別支援学校厨房機器一式
	購入物品の仕様	仕様書に定めるとおり
	履行期限	平成28年3月31日
	納入場所	門司総合特別支援学校
2 競争入札参加資格(次のいずれにも該当する者であること。)	登録	有資格業者名簿(注1)に記載されていること。
	所在地	有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内にあること。
	実績	平成25年度以降において、北九州市(上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。)が発注した1件160万円を超える物品等供給契約における指名の実績又は契約の履行実績(随意契約によるものを含む。)があること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市契約室契約課
	期間	この公告の日から平成27年8月4日まで(注2)の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書提出期間	この公告の日から平成27年7月15日まで(注2)の毎日午前9時から午後4時30分まで	
5 入札書の受付期間	平成27年7月28日から同年8月3日まで(注2)の毎日午前9時から午後7時まで及び同月4日午前9時から午後2時まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市契約室契約課
	日時	平成27年8月4日午後2時10分
7 入札及び契約に関する条件	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の5以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
	入札方法	総額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
8 落札者の決定方法	契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行ったものを落札者とする。	
9 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
10 その他	(1) この調達に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書及び仕様書の交付は、第3項に示す日時及び場所において無償で行う。また、北九州市契約室ホームページに掲載する。 (3) この入札に係る競争参加資格確認通知を受けていない者は、当該入札に参加することができない。 (4) 原則として、入札者名義のICカード(注3)を取得し、北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していること。 (5) この公告に関する問い合わせ先は、北九州市契約室契約課(電話 093-582-2017)とする。	
注1 北九州市物品等供給契約の競争参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項に規定する有資格者名簿をいう。		
注2 この公告第3項、第4項及び第5項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。		
注3 北九州市電子入札用電子証明書(ICカード)登録要領第3条に規定するICカードをいう。		

北九州市公告第504号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項及び第137条の規定に基づき、第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同法第38条第2項において準用する同法第19条第1項及び第137条の規定により次のように公告する。

平成27年7月3日

北九州市長 北 橋 健 治

1 組合の名称

小倉駅南口東地区市街地再開発組合

2 事業施行期間

平成26年10月から平成31年10月まで

3 施行地区

北九州市小倉北区京町三丁目、浅野一丁目、博労町の各一部

4 事務所の所在地

北九州市小倉北区京町三丁目7番13号

5 設立認可の年月日

平成26年3月14日

6 事業計画の変更の認可の年月日

平成27年6月29日

北九州市公告第505号

小倉駅南口東地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更の認可に係る図書について、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第2項において準用する同法第19条第4項の規定により、これを公衆の縦覧に供する。

平成27年7月3日

北九州市長 北 橋 健 治

1 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建築都市局整備部再開発課

2 縦覧期間及び縦覧時間

公告の日から都市再開発法第45条第6項又は同法第100条の公告の日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

北九州市病院局管理規程第5号

北九州市立病院等の使用料等に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年7月3日

北九州市病院局長 吉田茂人

北九州市立病院等の使用料等に関する条例施行規程の一部を改正する規程

北九州市立病院等の使用料等に関する条例施行規程（昭和52年北九州市病院局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

（市内居住者及び市外居住者の区分）

第7条 条例別表第3の注書の規定により管理者が定める区分は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- （1）市内居住者 入学する者又はその者の配偶者若しくは2親等内の親族が、当該入学する年度の前年度の初日の属する年の1月1日から入学金の納入の日まで引き続き北九州市に住所を有する者
- （2）市外居住者 市内居住者以外の者

付 則

この規程は、平成27年7月3日から施行する。